

新型コロナウイルス感染症

関連特集

新型コロナウイルス感染症に関する情報についてお知らせします。

※5月20日時点の情報です。最新の情報は町ホームページでご確認ください。

町民のみなさまへ

越前町長 内藤 俊三

町民のみなさまの生活に多大な影響を与えた新型コロナウイルス感染症については、4月16日に全国を対象とした緊急事態宣言が発令され、全国民が外出の自粛や経済活動の制限を余儀なくされました。この間、幸いにも町内では感染が確認されることなく、県内におきましても感染は徐々に収束に向かい、5月14日、福井県は緊急事態宣言が解除されました。

これは、町民のみなさまの外出の自粛や人との接触を極力減らすなど、感染拡大防止へのご理解とご協力、医療従事者等のみなさまのご尽力のおかげであるとあらためて感謝申し上げます。

さて、町内小中学校については、臨時登校日を設けたのち、6月1日から開校いたします。学校では、感染予防対策を徹底した上で、長期の休校による心身のケアや学習のフォローアップも行いながら、お子さまをお預かりいたします。

公共施設については、5月18日以降、感染予防対策などの準備が整った施設から順次開館しております。ただし、「三つの密（密集・密閉・密接）」の解消や利用者のみなさまに検温、入館時の記

名など、感染症対策のために引き続きご不便をおかけすることがありますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、多大なるご負担を強いられた町民のみなさまに、国の特別定額給付金（1人あたり10万円）をいち早くお届けするとともに、上下水道基本料金の無償化や子育て世帯、町内で働く福祉事業者のみなさまに支援金を給付するなど、町独自の支援策を実施しております。さらには町内で利用できる商品券をお配りすることで町内の事業者を応援し、長期化する新型コロナウイルスとの戦いに絶対に負けないための持続的な支援策を進めてまいります。

最後に、新型コロナウイルスの感染力や発症後の症状は非常に脅威であることから、町民のみなさまには、「県民行動指針」を長期的に実践する心構えが必要になります。これまでの努力を決して無駄にされることなく、うつらない・うつさないことを念頭に「新しい生活様式」を取り入れて、1日でも早く平穏な日常生活が戻ることを強く願いつつ、互いに支え合い、この難局を乗り越えましょう。

越前町“たすけあい”応援商品券について

町では、新型コロナウイルス感染症の影響で売上げが減少した飲食店や小売店などを支援し、町内における消費を喚起するため、「越前町“たすけあい”応援商品券」を発行しました。6月中旬までに、簡易書留で町内すべての世帯に郵送しますので、期間内にご利用ください。

商品券の内容

- ① テイクアウト・デリバリー券
3,000円分 (500円×6枚)
- ② 日常生活必需品購入券
3,000円分 (500円×6枚)

使用期限

9月30日(水)まで

使用できる店舗

商品券に同封された取扱店舗一覧または町ホームページでご確認ください。



▲テイクアウト・デリバリー券見本



▲日常生活必需品購入券見本



▲商品券取扱店にはのぼり旗が設置されています

問合せ先 商工観光課 ☎34-8720

支援の輪が広がっています

全国的な新型コロナウイルスの感染拡大により、町民の生活や事業者の経営に大きな影響が生じているなか、町の感染予防・支援策に役立ててほしいと寄付をいただきました。

北陸トラック運送株式会社
会長 水島 正孝 様

寄付金 1,000万円



▲水島正孝さん（写真右）

株式会社 山岸 様
(ホームセンターヤマキシ)

フェイスガード 1,000枚



▲株式会社 山岸 会長の山岸良信さん（写真右）

▲フェイスガード

そのほか、寄付をいただいたみなさま

島村 真人 様 マスク 10,000枚 有限会社 農NOUBI美 様 清掃用消毒液 5ℓ ほか

温かいお気持ちに感謝し、町民のみなさんのために活用させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の今後の感染拡大を予防する

「新しい生活様式」実践のススメ

国は感染状況の長期化に備え、以下のような「新しい生活様式」への転換を提案しています。今後の感染拡大を予防するため、一人ひとりの生活習慣を変えていきましょう。

生活全般・働き方

- 手洗いは30秒かけて、水と石鹸で丁寧に
- 外出時はマスクを着用。遊びに行くなら屋内より屋外へ
- 人との間隔はできるだけ2mを確保・対面での会話は避ける
- テレワークやローテーション勤務に。会議・名刺交換はオンライン
- 時差通勤でゆったりと。出張はやむを得ない場合に限る など

食事の時

- 屋外空間で気持ちよく。座る時は横並びで
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- 大皿は避けて、料理は個々に盛り付け など

公共交通機関を利用する時

- 混んでいる時間帯は避けて、会話は控えめに
- 徒歩や自転車利用も併用 など

買い物の時

- 1人または少人数で空いた時間に
- あらかじめ買うものを決めて素早く済ませ
- レジに並ぶ時は前後にスペースを
- 通販や電子決済を利用 など

スポーツをする時

- 公園は空いた時間、場所を選ぶ
- ジョギングは少人数で、すれ違う時は適度に距離を など

一人ひとりの行動が変わることで、この事態は確実に収束に向かいます。町民のみなさんのご協力をよろしくお願いいたします。

中小企業・個人事業主のみなさんへ

次の事業は、申請が必要です。

※5月20日時点の情報ですので、最新の情報は町または経済産業省のホームページで確認してください。

持続化給付金

国事業

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者のみなさんに対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金が支給されます。

給付対象

- 売上が前年同月比で50%以上減少している者
- 資本金10億円以上の大企業を除く中堅、中小企業、小規模事業者、個人事業者
- 医療法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人

給付額

法人 …………… 上限 200万円
個人事業者 …… 上限 100万円

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上げ×12か月）

※2020年1月から12月のうち、2019年の同月比で売上げが50%以上減少したひと月を、事業者が選択します。

【例】2019年の総売上1,200万円で、月別の売上げが下記の場合

	1月	2月	3月	～
2019年の売上	100万円	100万円	150万円	～
2020年の売上	90万円	80万円	70万円	～
前年同月比	約10%減	約20%減	約53%減	～

1,200万円－840万円（70万円×12か月）＝360万円
この場合、上限の200万円の給付が受けられます。

申請方法

次のものを用意して、持続化給付金専用ホームページからお申し込みください

- 法人の場合
 - ①法人番号
 - ②2019年の確定申告書類の控え
 - ③減収月の事業収入額を示した帳簿など
 - 個人事業主の場合
 - ①本人確認書類
 - ②2019年の確定申告書類の控え
 - ③減収月の事業収入額を示した帳簿など
- ※③については、法人・個人事業主ともに様式は問いません

申請支援

基本はホームページからの申請となりますが、経済産業省では、申請支援窓口（必要情報の入力など）を順次設置する予定です。

申請する前に、必要事項などの詳細な内容について、持続化給付金ホームページでご確認ください。



問合せ先 持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570
受付時間 午前8時30分～午後7時（6月は毎日、7月以降は土曜日を除く）

中小企業緊急経営安定対策利子補給制度

町事業

支援対象

- 次の①から③すべてに該当する事業者
- ①福井県制度融資「経営安定資金（新型コロナウイルス対策分）」の融資貸付を受けた中小企業者
- ②町内で事業を営んでいること
- ③町税の滞納がないこと

支援内容

補給金は、毎年2回、4月1日～9月30日まで、10月1日～翌年3月31日までの期間に支払われた利子の全額（借入日から3年間）
※延滞に係る利子については、補給金の対象となりません。

申請について

請求様式などは商工観光課にあるほか、町ホームページでダウンロードもできます。必要書類は融資実行後、速やかに提出ください。



問合せ先 商工観光課 ☎34-8720

町民のみなさんへ

※5月20日時点の情報ですので、最新の情報は町ホームページでご確認ください。

特別定額給付金（1人につき10万円）

国事業

特別定額給付金の申請は8月12日（水）までです。（当日消印有効）
お早めの手続きをお願いします。

申請方法

- ①町から郵送した申請書を使用される人
申請書に必要事項を記入し、本人確認や口座の確認に必要な書類を添付し、同封された返信用封筒でご返送ください。
- ②マイナンバーを使ったオンライン申請を行う人
マイナポータルの「びったりサービス」にアクセスし、申請を行ってください。

注意事項

申請は、新型コロナウイルス感染拡大の防止を図るため、郵送またはオンラインでお願いします。なお、やむをえない場合に限り、地域創生室の窓口でも受け付けています。
記載された申請内容に誤りがあったり、本人確認用、口座確認用の書類が添付されていない場合、給付が遅れる可能性がありますので、ご注意ください。

給付金を装った詐欺にご注意ください

市町村の職員になりすまし、「給付金を振り込むのでキャッシュカードの番号や銀行口座番号を教えてください。」などの不審な電話やメールが全国で報告されています。町や総務省などの行政機関が現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
また、「特別定額給付金」の給付のために、手数料の振込みを求めるとも絶対にありません。

問合せ先 地域創生室 ☎34-8714

水道・下水道基本料金の無償化

町事業

町内のすべての世帯、事業所について、6月から8月請求分までの3か月間は、上下水道使用料の基本料金（水道・下水道ともに月額1,430円）を徴収しません。この期間中は、検針票に「基本料金が免除されている」旨のメッセージが表示されますので、ご確認ください。

※基本料金を上回った分の使用料金は加算されますので、ご了承ください。

問合せ先 上下水道課 ☎34-8707

臨時特別給付金（児童1人につき1万円）

国事業

児童手当（3月末時点で中学生以下の子を含む）を受給する保護者に児童1人あたり、1万円を支給します。申請は不要で、6月中旬に児童手当の口座への振り込みを予定しています。ただし、保護者が公務員の人は申請が必要です。勤務先から申請書をもらい、福祉課へご提出ください。

問合せ先 福祉課 ☎34-8725

公共料金などの納付が困難な場合

事業・給料などの収入に相当の減少があって、町税や公共料金などの支払いが困難になった場合、申請により徴収の猶予や納期の変更が適用される場合があります。詳しくは、ご相談ください。

対象となる町税や公共料金など

問合せ先

町税（住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税など）	税務課	☎34-8709
介護保険料、後期高齢者医療保険料	健康保険課	☎34-8710
保育料	福祉課	☎34-8725
上下水道料	上下水道課	☎34-8707
町営住宅使用料	定住促進課	☎34-8727